平成２８年（フ）第１８０号
山形市東山形２丁目10番14号　コーポＢツリー　202号
破産者　櫻井　伸次
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２００号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前原44番地４　パルテンツァ新白河Ａ棟201、開始決定時の住所山形市白山１丁目２番25号　ヴェルトール白山　104号
破産者　佐々木寿則
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
山形県西村山郡西川町大字睦合甲300番地１
破産者　古澤　健雄
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
山形市錦町５番13号、前住所山形市南館２丁目７番34号
破産者　弘瀬　美佳
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
神奈川県横須賀市武４丁目15番竹川ハイムＤ502号仲村方、住民票上の住所神奈川県横須賀市林４丁目337番地９
破産者　古川　　樹
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８９１号
名古屋市東区徳川１丁目16番21号　スターハイム徳川２Ｃ号、住民票上の住所名古屋市南区汐田町５番12号
破産者　端﨑　　稔
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４５５号
名古屋市中区栄５丁目21番21号、従前の住所岐阜県大垣市伝馬町52番地　ライオンズマンション大垣伝馬町501号
破産者　前川　　洋
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７９号
名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地　エコビレッジ志段味Ｂ棟407号
破産者　堺谷　和世
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２５号
名古屋市天白区中平２丁目1410番地　ティカル平針102号、従前の住所名古屋市天白区原４丁目604番地　アニバーサリー103号
破産者　渡辺　一統
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９０号
愛知県長久手市城屋敷102番地　アメニティハウス203号
破産者　飯塚　英夫
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６４号
名古屋市瑞穂区御劔町２丁目39番地、従前の住所名古屋市天白区植田西２丁目1319番地　シティライフ植田西　702号
破産者　水谷　隆之
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１２号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁５番28―208号、前住所堺市西区鳳南町５丁637番地９
破産者　細川　裕二
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
堺市南区茶山台２丁７番３―110号、前住所堺市南区高倉台２丁36番48号
破産者　西本　　大
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
堺市北区新金岡町４丁４番１―402号
破産者　大庭電気商会こと　大庭　正和
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
堺市北区新金岡町４丁４番１―402号
破産者　大庭　由子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４１号
兵庫県加東市森尾127番地48　ヴィラナリー加東２―507号、従前の住所神戸市中央区生田町３丁目３番19号ブリード神戸４Ｆ
破産者　山野　文雄
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０号
神戸市東灘区本庄町１丁目８番13―517号
破産者　積　　賢治
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
神戸市垂水区東垂水１丁目10番18号　コーポセイゲツ１―103号
破産者　末廣　隆敏
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１号
神戸市長田区浜添通２丁目２番28号　プレミール真野101号
破産者　米田　優樹
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部